



第158期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2022年6月28日(火)
午前10時

開催
場所

大阪市淀川区田川2丁目1番11号
当会社

<目次>

第158期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 監査役3名選任の件	
第4号議案 取締役の報酬額改定の件	
事業報告	11
連結計算書類	32
計算書類	35
監査報告書	38

株主各位

大阪市淀川区田川2丁目1番11号

株式会社 アイヘン

代表取締役社長 蓑毛正一郎

第158期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当会社第158期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、後述のご案内に従って2022年6月27日(月曜日)午後5時までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 2022年6月28日(火曜日) 午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪市淀川区田川2丁目1番11号 当会社(末尾の会場ご案内略図ご参照) |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第158期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第158期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役の報酬額改定の件 |

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・以下の事項に関しましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ(※)に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。

1. 連結計算書類の連結注記表
2. 計算書類の個別注記表

なお、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」は、監査報告の作成に際して、監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

- ・株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ホームページ(※)に掲載させていただきます。

※当社ホームページ <https://www.daihen.co.jp/>

<新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について>

- ・本総会へのご出席に際しては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませんようお願い申し上げます。
特にご高齢の方、基礎疾患のある方、妊娠中の方におかれましては、慎重なご判断をお願い申し上げます。
- ・当日は、感染予防のため、マスクの着用及びアルコール消毒液の使用にご協力をお願い申し上げます。
また、検温等の措置を講じる場合がございますので、予めご了承願います。
- ・当社役員及び運営スタッフはマスクを着用させていただきます。
- ・今後の状況により株主総会の運営に変更が生じる場合は、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.daihen.co.jp/>) にてお知らせいたします。

議決権の行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2022年6月28日（火曜日）午前10時

書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限 2022年6月27日（月曜日）午後5時到着分まで

インターネット等による議決権行使の場合



インターネット等により議決権を行使される場合には、4頁に記載の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、賛否をご入力ください。

行使期限 2022年6月27日（月曜日）午後5時受付分まで

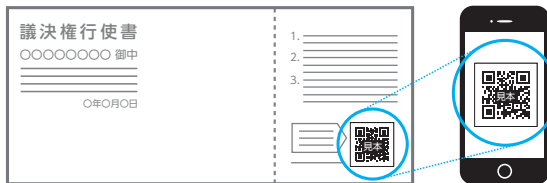
- 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- インターネットに関する費用（接続料金、通信料金等）は、株主さまのご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

インターネット等による議決権行使のご案内

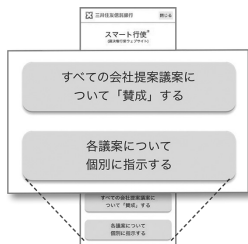
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコード®を読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031
受付時間：午前9時～午後9時

用紙のご請求等、
其他のご照会は

0120-782-031
受付時間：平日午前9時～午後5時

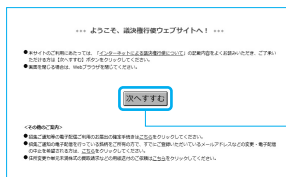
機関投資家のみなさまへ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめお申し込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

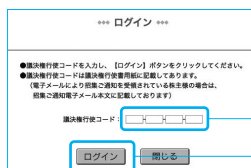
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

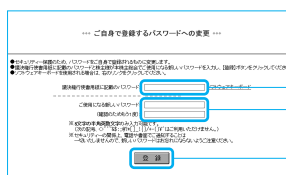
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 60円 総額 1,476,856,020円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第15条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</p> <p>第15条 ①当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>②当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、<u>議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>第1条 ①変更前定款第15条の規定の削除および変更後定款第15条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに定める施行日(以下、「<u>施行日</u>」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>②前項の規定にかかわらず、<u>施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示)はなお効力を有する。</u></p> <p>③本附則は、<u>施行日の6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結のときをもって、監査役 吉田正史氏は任期満了となり、監査役 浦井直樹氏、古沢昌之氏は辞任により退任します。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

射場達也氏は浦井直樹氏の、注連浩行氏は古沢昌之氏の補欠としてそれぞれ選任をお願いするものであり、その任期は当社定款の定めにより、前任者の任期の満了するときまでとなります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位
1	射場達也 新任	常務執行役員
2	吉田正史 再任 社外 独立	監査役
3	注連浩行 新任 社外 独立	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>新任</p> <p>射場達也 (1960年2月25日生)</p>	<p>1982年4月 当社に入社</p> <p>2020年4月 執行役員</p> <p>2022年4月 常務執行役員、現在に至る</p>	1,700株
<p>[監査役候補者とした理由]</p> <p>海外関係会社での豊富な経営経験と製造・技術に関する幅広い知見を有しております。これらの経験と知見を活かすことで監査機能の強化が期待されるため、監査役候補者となりました。</p>			
2	<p>再任 社外 独立</p> <p>吉田正史 (1954年9月5日生)</p> <p>取締役会への出席状況 9回/9回(100%)</p> <p>監査役会への出席状況 8回/8回(100%)</p>	<p>1979年4月 監査法人日東監査事務所(現東陽監査法人)入所</p> <p>1982年8月 公認会計士登録</p> <p>1998年7月 東陽監査法人代表社員</p> <p>2009年8月 同法人理事長</p> <p>2014年4月 独立行政法人国立高等専門学校機構監事、現在に至る</p> <p>2014年8月 東陽監査法人相談役</p> <p>2018年6月 当社社外監査役、現在に至る</p> <p>2020年9月 吉田公認会計士事務所代表、現在に至る(重要な兼職の状況)</p> <p>独立行政法人国立高等専門学校機構 監事 吉田公認会計士事務所 代表</p>	0株
<p>[社外監査役候補者とした理由]</p> <p>公認会計士としての企業会計及び税務に関する高い識見を当社監査体制の強化に活かしていただくため、引き続き社外監査役候補者となりました。なお、同氏は直接会社の経営に関与された経験はございませんが、上記理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	<p>新任 社外 独立</p> <p>注連浩行 (1952年2月10日生)</p>	<p>1975年4月 ユニチカ株式会社に入社</p> <p>2008年6月 同社取締役上席執行役員</p> <p>2012年7月 同社取締役常務執行役員</p> <p>2014年6月 同社代表取締役社長執行役員</p> <p>2019年6月 同社代表取締役会長、現在に至る (重要な兼職の状況) ユニチカ株式会社 代表取締役会長</p>	0株
<p>[社外監査役候補者とした理由]</p> <p>総合繊維メーカーの経営全般の舵取りを担い、企業価値向上に尽力されております。その豊富な経験と幅広い識見をもとに、独立した立場から取締役を監督・指導いただくことで監査機能の強化が期待されるため、社外監査役候補者となりました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 吉田正史氏、注連浩行氏は社外監査役候補者であります。
3. 吉田正史氏、注連浩行氏は東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
4. 吉田正史氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
5. 吉田正史氏は、現在、当社の社外監査役であり、当社と同氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- 当該契約に基づく損害賠償責任は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としており、同氏の選任をご承認いただいた場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、注連浩行氏の選任をご承認いただいた場合、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。候補者の選任が承認された場合には、各氏は当該保険の被保険者に含まれることとなります。
- 当該保険契約は、被保険者が職務の執行に起因して損害賠償責任を負った場合における損害賠償請求金及び訴訟費用等の、被保険者が被る損害を填補するものであります。
- ただし、被保険者による犯罪行為等に起因する損害を除くなどの一定の免責事由を定めております。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2015年6月26日開催の第151期定時株主総会及び2019年6月26日開催の第155期定時株主総会において年額4億4千万円以内（うち社外取締役分は年額2千万円以内）、またこの報酬額の範囲内にて、取締役（社外取締役は除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を5千万円以内（譲渡制限付株式の数の上限5万株）とご承認いただき今日に至っております。

今般、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的とした社外取締役の増員等諸般の事情を考慮し、取締役の報酬額を年額4億7千万円以内（うち社外取締役分は年額5千万円以内）と改めさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（社外取締役は除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等については変更ございません。

また、取締役の報酬額には、従来通り使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

本議案は、当社の経営体制、取締役の員数及び今後の経済情勢の変化等を総合的に勘案の上、事業報告の会社役員の報酬等に関する事項に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると指名・報酬諮問委員会からの答申に基づき、取締役会で決定しており、内容は相当であると判断しております。

なお、現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）であります。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のダイヘングループの業績は、世界的な半導体需要の高まりに加え、生産自動化関連投資が堅調に推移したことから、売上高は1,606億1千8百万円（前期比10.7%増）となりました。利益面におきましては、素材や電子部品等の価格高騰の影響を受けたものの、売上高の増加とコスト削減の成果により、営業利益は141億9千1百万円（前期比20億8百万円増）、経常利益は157億9千万円（前期比20億2千7百万円増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益につきましても、109億8千5百万円（前期比15億7千3百万円増）となりました。

売上高	1,606億1千8百万円	営業利益	141億9千1百万円
	前期比 10.7%増		前期比 16.5%増
経常利益	157億9千万円	親会社株主に 帰属する 当期純利益	109億8千5百万円
	前期比 14.7%増		前期比 16.7%増

セグメント別の状況につきましては、以下のとおりであります。

電力機器事業

配電機器の更新投資が堅調に推移したことにより、売上高は685億7百万円（前期比4.0%増）となりました。一方で、素材価格高騰の影響などにより、営業利益は55億6千3百万円（前期比11億8千6百万円減）となりました。

（単位：百万円）

	2020年度 (第157期)	2021年度 (第158期)	前期比	
				増減率
受 注 高	66,450	72,408	5,957	+9.0%
売 上 高	65,842	68,507	2,665	+4.0%
営 業 利 益	6,749	5,563	△1,186	△17.6%

溶接メカトロ事業

諸外国においてコロナ禍からの経済活動の正常化が進み、生産自動化関連投資が堅調に推移したことで、売上高は463億7千6百万円（前期比10.1%増）となりましたが、研究開発費の増強などにより、営業利益は38億2千万円（前期比7百万円増）となりました。

（単位：百万円）

	2020年度 (第157期)	2021年度 (第158期)	前期比	
				増減率
受 注 高	43,073	48,309	5,235	+12.2%
売 上 高	42,107	46,376	4,268	+10.1%
営 業 利 益	3,812	3,820	7	+0.2%

半導体関連機器事業

情報通信技術の普及に伴い5G、IoT、AIなど幅広い用途で半導体の需要が急拡大したことに加え、世界的な半導体不足の解消に向けた積極的な設備投資が高水準で継続したことから、売上高は455億8千万円（前期比23.1%増）となり、営業利益は87億8千5百万円（前期比26億4百万円増）となりました。

（単位：百万円）

	2020年度 (第157期)	2021年度 (第158期)	前期比	
				増減率
受注高	37,927	61,044	23,116	+60.9%
売上高	37,027	45,580	8,552	+23.1%
営業利益	6,181	8,785	2,604	+42.1%

その他

売上高は1億8千7百万円、営業利益は5千6百万円となり、前期からの大きな変動はありません。

（単位：百万円）

	2020年度 (第157期)	2021年度 (第158期)	前期比	
				増減率
売上高	197	187	△10	△5.4%
営業利益	68	56	△12	△18.1%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、半導体製造装置の需要拡大に伴う生産・検査設備の増強関連投資、生産自動化関連投資、及び情報化投資などに44億2千万円実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、経常的な運転資金を金融機関からの短期及び長期借入金にて調達しておりますが、特筆すべき重要な事項はございません。

(4) 対処すべき課題

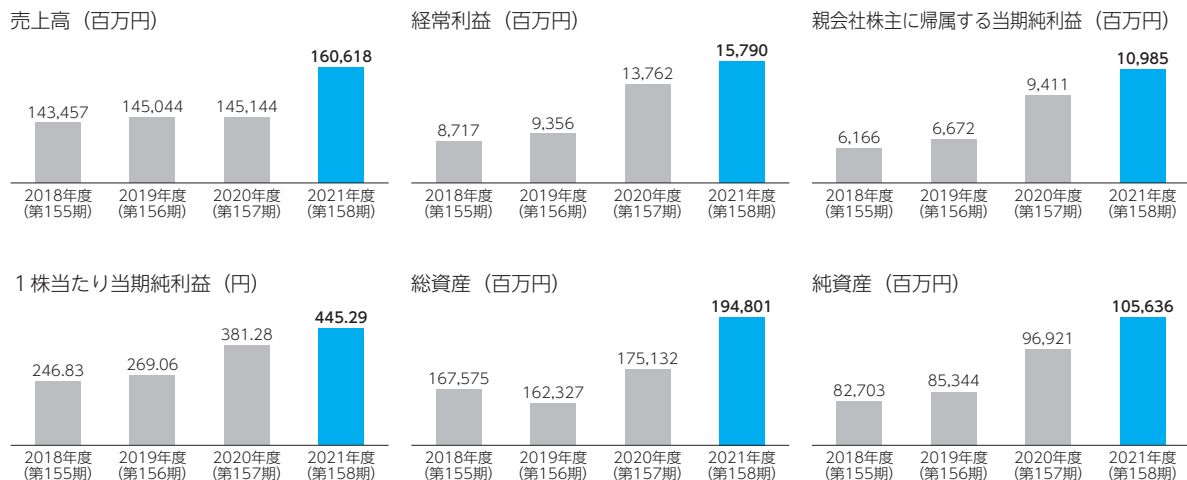
今後の見通しにつきましては、半導体関連投資の更なる増加や経済正常化に伴う設備投資の回復が期待される一方、新型コロナウイルスの感染再拡大や地政学的リスクの高まりに伴う部材価格の高騰と調達難が懸念されます。このような状況の下、引き続きコスト削減の取り組みを推進し、社会課題の解決に資する開発投資に重点的に振り向けていくことにより、各事業の強化、業績の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご理解・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	年 度	2018年度 (第155期)	2019年度 (第156期)	2020年度 (第157期)	2021年度 (第158期) (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)		143,457	145,044	145,144	160,618
経 常 利 益 (百万円)		8,717	9,356	13,762	15,790
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		6,166	6,672	9,411	10,985
1 株当たり当期純利益 (円)		246.83	269.06	381.28	445.29
総 資 産 (百万円)		167,575	162,327	175,132	194,801
純 資 産 (百万円)		82,703	85,344	96,921	105,636

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中の平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 なお、期中の平均発行済株式総数については、自己株式を控除した株式数を用いております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2021年度(第158期)の期首から適用しており、2021年度(第158期)の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権 比率 (%)	主要な事業内容
株式会社キューヘン	225	59.9	変圧器、受変電設備、温水器等の製造・販売
中国電機製造株式会社	150	60.0	変圧器、変成器、受変電設備、監視制御装置等の製造・販売
ダイヘン産業機器株式会社	335	100.0	溶接機、プラズマ発生用電源、制御通信機器、分散電源機器等の製造
ダイヘン電機システム株式会社	301	100.0	産業用変圧器、受変電設備、分散電源機器、雷害対策機器等の販売
株式会社ダイヘンテクノサポート	300	100.0	溶接機、切断機、産業用ロボット、クリーン搬送ロボット、分散電源機器、ワイヤレス給電システム機器等の販売・保守・点検
ダイヘン青森株式会社	300	90.9	各種ヒューズ、配電用機材、雷害対策機器の製造
ダイヘンスタッド株式会社	250	100.0	溶接機の販売、溶接材料の製造・販売、溶接工事
ダイヘン電設機器株式会社	220	100.0	産業用変圧器等の製造
株式会社南電器製作所	140	73.7 (16.6)	製缶、板金その他関連機械器具の製造加工
ダイヘンテック株式会社	100	100.0	クリーン搬送ロボット、ワイヤレス給電システム機器等の製造・販売
ダイホク工業株式会社	70	100.0	製缶、板金その他関連機械器具の製造加工
ダイヘンビジネスサービス株式会社	70	100.0	当社グループの高齢者再雇用による人材派遣
株式会社ダイキ	50	100.0	変圧器の部品加工、不動産賃貸
ダイヘンエンジニアリング株式会社	30	100.0	変圧器、受変電設備の据付・試験・修理改造
DAIHEN,Inc.	1,000 ^{千米ドル}	100.0	溶接機、切断機、産業用ロボット等の販売
OTC DAIHEN EUROPE GmbH	460 ^{千ユーロ}	100.0	溶接機、切断機、産業用ロボット等の販売
OTC DAIHEN Asia Co.,Ltd.	80 ^{百万タイパーツ}	100.0	溶接機、切断機及びその部品、産業用ロボット等の製造・販売
DAIHEN ELECTRIC Co.,Ltd.	600 ^{百万タイパーツ}	100.0 (0.9)	大形変圧器等の製造・販売
DAIHEN Advanced Component,Inc.	300 ^{千米ドル}	100.0	プラズマ発生用電源、クリーン搬送ロボット等の販売

会 社 名	資 本 金 (百 万 円)	当社の議決権 比 率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
牡丹江OTC溶接機有限会社	4,500 ^{千米ドル}	95.5	溶接機、切断機及びその部品等の製造
台湾OTC有限会社	8,000 ^{千台湾ドル}	100.0	溶接機、切断機、産業用ロボット等の販売
OTC機電(上海)有限会社	1,500 ^{千米ドル}	100.0	溶接機、切断機、産業用ロボット等の販売
DAIHEN KOREA Co.,Ltd.	1,825 ^{百万韓国ウォン}	100.0	溶接機、切断機、産業用ロボット、プラズマ発生用電源、クリーン搬送ロボット等の製造・販売・保守・点検
OTC機電(青島)有限会社	6,000 ^{千米ドル}	100.0	溶接機、切断機及びその部品、プラズマ発生用電源等の製造
ダイヘンOTC機電(北京)有限会社	15,100 ^{千米ドル}	100.0	変圧器の製造
ダイヘン精密機械(常熟)有限会社	4,000 ^{千米ドル}	100.0	産業用ロボット、クリーン搬送ロボット等の製造・販売・保守・点検
PT.OTC DAIHEN INDONESIA	18,876 ^{百万インドネシアルピア}	100.0 (5.0)	溶接機、切断機、産業用ロボット等の販売
DAIHEN VARSTROJ welding cutting and robotics d.d.	5,323 ^{千ユーロ}	100.0 (14.7)	溶接機、切断機、産業用ロボット等の製造・販売

- (注) 1. 「当社の議決権比率」欄の(内書)は間接所有であります。
2. 2021年7月1日付で連結子会社であるダイヘンヒューズ株式会社を存続会社とし、非連結子会社であったダイヘン青森株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。
なお、ダイヘンヒューズ株式会社は、同日付でダイヘン青森株式会社に商号変更し、本社を大阪府泉大津市から青森県弘前市に移転しております。
3. 連結子会社であったダイヘン電機システム株式会社は、2022年4月1日付で株式会社ダイヘンに吸収合併されたため、消滅しております。

(7) 企業集団の主要な事業セグメント (2022年3月31日現在)

事業セグメント	主 要 な 製 品
電 力 機 器 事 業	各種変圧器、受変電設備、開閉器、制御通信機器、分散電源機器等
溶 接 メ カ ト ロ 事 業	電気溶接機、プラズマ切断機、産業用ロボット、ワイヤレス給電システム機器等
半 導 体 関 連 機 器 事 業	プラズマ発生用電源、クリーン搬送ロボット等

これらに含まれない不動産賃貸事業等を、「その他の事業」として行っております。

(8) 企業集団の主要拠点等 (2022年3月31日現在)

①当 社

本 社：大阪市淀川区田川2丁目1番11号

支 社：北海道（札幌市白石区）、東北（仙台市泉区）、東京（東京都港区）、
中部（名古屋市中区）、中国（広島市西区）、九州（福岡県大野城市）

工 場：十三（大阪市淀川区）、六甲（神戸市東灘区）、三重（三重県多気町）、
兼平（大阪市福島区）、千歳（北海道千歳市）

②子会社

国 内：(株)キューヘン（福岡県福津市）、中国電機製造(株)（広島市南区）、
ダイヘン産業機器(株)（鳥取県鳥取市）、ダイヘン電機システム(株)（大阪市淀川区）、
(株)ダイヘンテクノサポート（神戸市東灘区）、ダイヘン青森(株)（青森県弘前市）、
ダイヘンスタッド(株)（神戸市東灘区）、ダイヘン電設機器(株)（大阪市淀川区）、
(株)南電器製作所（香川県多度津町）、ダイヘンテック(株)（大分県杵築市）、
ダイホク工業(株)（北海道恵庭市）、ダイヘンビジネスサービス(株)（大阪市淀川区）、
(株)ダイキ（大阪市淀川区）、ダイヘンエンジニアリング(株)（大阪市淀川区）

海 外：DAIHEN,Inc.（アメリカ）、OTC DAIHEN EUROPE GmbH（ドイツ）、
OTC DAIHEN Asia Co.,Ltd.（タイ）、DAIHEN ELECTRIC Co.,Ltd.（タイ）、
DAIHEN Advanced Component,Inc.（アメリカ）、牡丹江OTC溶接機有限公司（中国）、
台湾OTC有限公司（台湾）、OTC機電(上海)有限公司（中国）、
DAIHEN KOREA Co.,Ltd.（韓国）、OTC機電(青島)有限公司（中国）、
ダイヘンOTC機電(北京)有限公司（中国）、ダイヘン精密機械(常熟)有限公司（中国）、
PT.OTC DAIHEN INDONESIA（インドネシア）、
DAIHEN VARSTROJ welding cutting and robotics d.d.（スロベニア）

(9) 企業集団の従業員の状況 (2022年3月31日現在)

事業セグメント	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
電力機器事業	1,679	13増
溶接メカトロ事業	1,556	24減
半導体関連機器事業	382	3増
その他の事業	7	1増
全社(共通)	159	24減
合計	3,783	31減

(注) 従業員数は就業人員数であります。

(10) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

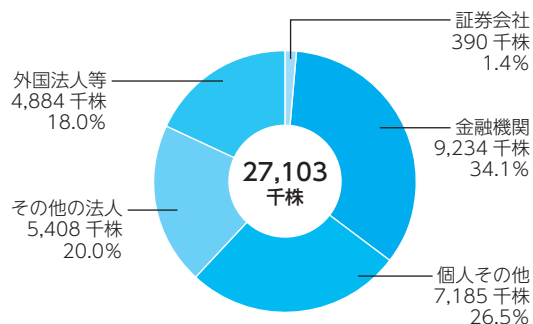
借入先	借入額(百万円)
株式会社三井住友銀行	7,721
三井住友信託銀行株式会社	4,200
株式会社三菱UFJ銀行	2,063
日本生命保険相互会社	2,000
農林中央金庫	1,800
株式会社りそな銀行	1,500

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 108,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 27,103,291株
 (3) 株主数 9,292名



(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,355	13.63
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,717	6.98
関西電力株式会社	1,460	5.94
株式会社三井住友銀行	1,085	4.41
三井住友信託銀行株式会社	658	2.68
ダイヘン取引先持株会	573	2.33
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	443	1.80
ダイヘングループ社員持株会	434	1.77
岩谷産業株式会社	349	1.42
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	335	1.36

(注) 当社は2,489千株の自己株式を保有しておりますが、持株比率は当該自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式の種類及び株式数	交付された者の人数
取締役 (社外取締役を除く。)	当社普通株式 3,600株	6名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
田尻 哲也	代表取締役会長	
蓑毛 正一郎	代表取締役社長	
加茂 和夫	取締役専務執行役員 営業担当(電力営業)	
森本 慶樹	取締役専務執行役員 営業担当(溶接・接合、FAロボット 営業[国内・アジア])	株式会社ダイヘンテクノサポート 代表取締役社長 台湾OTC有限会社 董事長
木村 治久	取締役常務執行役員 営業担当(産業用電力機器営業)、 EMS事業部担当	ダイヘン電機システム株式会社 代表取締役社長
和田 信吾	取締役常務執行役員 リスク管理・コンプライアンス担当、 人事部、総務・法務部、 環境・安全・施設管理センター担当	ダイヘン健康保険組合 理事長
安藤 圭一	取締役	塩野義製薬株式会社 社外取締役 株式会社椿本チエイン 社外取締役
馬越 恵美子	取締役	アクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社 社外取締役 桜美林大学 教授(国際経営) 異文化経営学会 会長
藤原 康文	取締役	大阪大学大学院 工学研究科 マテリアル生産科学専攻 教授 大阪大学 ナノサイエンスデザイン教育研究センター長
浦井 直樹	常勤監査役	
高橋 圭太郎	常勤監査役	
浦田 治男	監査役	
古沢 昌之	監査役	近畿大学 経営学部 経営学科 学科長・教授 近畿大学大学院 商学研究科 教授
吉田 正史	監査役	吉田公認会計士事務所 代表 独立行政法人国立高等専門学校機構 監事

- (注) 1. 取締役 安藤圭一氏、取締役 馬越恵美子氏及び取締役 藤原康文氏は社外取締役であります。安藤圭一氏が兼職している塩野義製薬株式会社及び株式会社椿本チエインは、当社との間に特別な関係はありません。馬越恵美子氏が兼職しているアクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社、桜美林大学及び異文化経営学会は、当社との間に特別な関係はありません。藤原康文氏が兼職している大阪大学大学院及び大阪大学ナノサイエンスデザイン教育研究センターは、当社との間に特別な関係はありません。
2. 監査役 浦田治男氏、監査役 古沢昌之氏及び監査役 吉田正史氏は社外監査役であります。古沢昌之氏が兼職している近畿大学及び近畿大学大学院は、当社との間に特別な関係はありません。吉田正史氏が兼職している吉田公認会計士事務所及び独立行政法人国立高等専門学校機構は、当社との間に特別な関係はありません。
3. 取締役 安藤圭一氏、取締役 馬越恵美子氏、取締役 藤原康文氏、監査役 浦田治男氏、監査役 古沢昌之氏及び監査役 吉田正史氏を、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定める独立役員に指定し、届け出ております。
4. 取締役 馬越恵美子氏の戸籍上の氏名は、山本恵美子であります。
5. 監査役 吉田正史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

なお、事業年度末日後の2022年4月1日付にて、次のとおり地位及び担当、重要な兼職の状況に変更がありました。

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
加 茂 和 夫	取締役専務執行役員 営業担当(電力営業)、 電力機器営業本部長	
木 村 治 久	取締役常務執行役員 営業担当(産業用電力機器営業)、 EMS事業部担当、 電力機器営業本部副本部長	
和 田 信 吾	取締役常務執行役員 リスク管理・コンプライアンス・安全担当、 人事部、総務・法務部、 環境マネジメントシステム部担当	ダイヘン健康保険組合 理事長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料については当社が全額負担をしております。

当該保険契約は、被保険者が職務の執行に起因して損害賠償責任を負った場合における損害賠償請求金及び訴訟費用等の、被保険者が被る損害を填補するものであります。

但し、被保険者による犯罪行為等に起因する損害を除くなどの一定の免責事由を定めております。

(4) 会社役員の報酬等に関する事項

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

過半数が社外役員で構成される指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会にて役員報酬の決定方針を定めております。

当社の役員報酬は、持続的な企業価値の向上を可能とするよう、短期のみならず中長期的な業績向上への貢献意欲を高める報酬体系であることを基本方針としており、常勤取締役の報酬については、役位に応じて定めた「固定報酬」と短期の全社業績を反映する「業績連動報酬」、取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるための「株式報酬」から成り、固定報酬75%、業績連動報酬20%、株式報酬5%を基本構成としております。また、社外取締役及び監査役の報酬については、業績に左右されず経営の監督、監査を行う役割を担うことから「固定報酬」のみとしております。

個別の報酬額については、外部機関が実施する調査データ等の分析を踏まえ、会社業績、同規模他社の報酬水準、過去の支給実績、基本構成などを総合的に勘案して設定し、その決定プロセスにおける公正性と透明性の確保を目的に指名・報酬諮問委員会にて報酬体系や報酬額案について審議を行い、その内容を取締役に答申することにしております。取締役会では、同委員会の答申を尊重し決定方針に沿うものであるとの判断の下、取締役の報酬を決定しております。また、監査役の報酬については監査役の協議により決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2015年6月26日開催の第151期定時株主総会において、年額4億4千万円以内（うち社外取締役分は年額2千万円以内）と決議いただいております。決議時点での取締役の員数は9名（うち社外取締役1名）であります。

また、2019年6月26日開催の第155期定時株主総会においては、上記の取締役の報酬額の範囲にて、取締役（社外取締役は除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を5千万円以内と決議いただいております（譲渡制限付株式の数の上限5万株）。決議時点での取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）であります。

監査役の報酬額は、2008年6月27日開催の第144期定時株主総会において、年額8千2百万円以内と決議いただいております。決議時点の監査役の員数は4名であります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	315 (19)	234 (19)	64 (—)	16 (—)	11 (4)
監査役 (うち社外監査役)	69 (21)	69 (21)	— (—)	— (—)	5 (3)

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

④ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等については、当社は営業利益率を重視し中期経営計画の基本目標の1つとしていることから連結営業利益率を基本指標とし、その到達水準及び前連結会計年度との比較を考慮して報酬額を決定しております。当連結会計年度の連結営業利益率は2023年度目標10%に対し8.8%（前期比0.4ポイント増）であります。

⑤ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等は、2019年6月26日開催の第155期定時株主総会にて導入の承認をいただきました譲渡制限付株式報酬制度に基づくものであります。当該株式報酬の交付状況は、会社の株式に関する事項に記載のとおりであります。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	安 藤 圭 一	当期開催の取締役会9回のうち9回に出席し、経営者としての高い識見と数多くの企業との取引を通じた豊富な経験に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行うなど、取締役会の監督機能及び意思決定機能の強化に適切な役割を果たしております。
取 締 役	馬 越 恵美子	就任後開催の取締役会8回のうち8回に出席し、経営学者としての異文化・ダイバーシティ経営などに関する広範な知識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行うなど、取締役会の監督機能及び意思決定機能の強化に適切な役割を果たしております。
取 締 役	藤 原 康 文	就任後開催の取締役会8回のうち8回に出席し、半導体材料並びに応用物理学分野における工学者としての高い専門性と豊富な経験に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行うなど、取締役会の監督機能及び意思決定機能の強化に適切な役割を果たしております。
監 査 役	浦 田 治 男	当期開催の取締役会9回のうち9回に出席し、また当期開催の監査役会8回のうち8回に出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づき、発言を適宜行っております。
監 査 役	古 沢 昌 之	当期開催の取締役会9回のうち9回に出席し、また当期開催の監査役会8回のうち8回に出席し、主に経営学者としての専門的見地から、発言を適宜行っております。
監 査 役	吉 田 正 史	当期開催の取締役会9回のうち9回に出席し、また当期開催の監査役会8回のうち8回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、発言を適宜行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

①	公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	53百万円
②	当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	69百万円

- (注) 1. 当社は、有限責任 あずさ監査法人との監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、これらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社の中には、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けている在外の子会社があります。

3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務デューデリジェンス業務に対する報酬を支払っております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査の実施状況、監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認したうえで、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務執行が適切でない場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制

(1) 当社及びその子会社の取締役及び使用人等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・グループ全体でのコンプライアンス体制確保のために、当社及び子会社の役員、従業員が順守すべき行動基準を明らかにしたダイヘン倫理規範、及び順守すべき法令を明らかにした法令順守ガイドを制定しております。
また、コンプライアンス委員会規則を制定し、これに基づき設置されるコンプライアンス委員会は上記倫理規範、法令順守ガイドその他法令順守に関する規程の整備、改訂を行うとともに、これらの実効性の確保のために、当社及び子会社での教育研修の実施や内部通報制度を通じて寄せられた情報に対する適切な調査、対策を行っております。
- ・経営の重要事項については、主要な取締役で構成する経営会議での報告・審議により慎重な意思決定を行っております。
- ・業務執行が適正に行われているかについて内部監査部門による監査を実施し、結果は取締役及び監査役に報告しております。

- ・取締役会の下に、委員の過半数を社外役員で構成する任意の指名・報酬諮問委員会を設置しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に関する情報は、社内規則に則り記録の作成、保存を行うとともに、情報セキュリティに関する規程を制定し、情報の漏えい等の防止に努めております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・グループ全体でのリスク管理及び対策のためにリスク管理委員会を設置し、全社横断的なリスク管理体制を整備しております。
- ・品質、安全、情報セキュリティ、安全保障輸出管理、法令違反等のリスクについては、所管する部門が中心となって規程の制定、委員会活動、教育を実施してリスクの軽減、発生時の被害軽減を図っております。
- ・報告基準を定め、損失に関する情報が速やかに取締役に伝わるようにし、必要ある場合は適切な対策を取るようしております。
- ・危機対策規程を制定し、災害や事故などの緊急事態が発生した場合にその状況に応じた対策を実施することや、影響が重大な場合には対策本部を設置し、全社的な対策を実施することを定めております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・執行と監督を分離するため、執行役員制の採用により取締役数を適正に保ち、経営の重要事項に関して効率的な監督、意思決定を行っております。
- ・職務分掌、決裁基準による職務権限の明確化を基礎に事業部制を採用して、適切な権限委譲による迅速な意思決定とその実行及び子会社を含めた事業部門の損益責任の明確化を行うとともに、予算制度による業績目標の設定と管理を行い、グループとして事業を効率的に遂行しております。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・関係会社管理規程を制定し、各子会社を担当する事業部を定めて、子会社の業務が適正かつ効率的に行われるよう指導、支援を行うとともに、子会社の業務遂行について定期的に報告を受けております。

また、子会社の経営に関する重要事項は当社経営会議において報告・審議を行うこととしております。

- ・品質、環境、情報セキュリティ、安全保障輸出管理、法令違反などについて子会社を含むグループ全体を対象とした規程やマネジメントシステムを制定、実施しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役が必要と考えた場合には、内部監査部門は監査役と連携し、適切な補助を行っております。
- ・内部監査部門が監査役から職務の指示を受けたときは、当該職務を優先して遂行することとしております。
- ・内部監査部門の従業員の人事については、監査役会の事前同意を得るものとしており、評価については監査役から指示を受けた職務の遂行により不利な取扱いを受けないこととしております。

(7) 当社及びその子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・法律に定める監査役への報告事項に加え、監査役会と取締役との協議により監査役に報告すべき事項を子会社を含めて定めており、経営会議等監査役が出席する会議での報告その他の方法により適宜監査役に報告しております。
- ・当社及び子会社を対象に公益通報者保護規程を制定し、公益通報者等が相談又は通報したことを理由として不利な取扱いを行ってはならないことを定めており、公益通報者等に対して不利な取扱いや嫌がらせ等を行った者については、処分を科すことができるものとしております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・適切な監査実施のために、監査役と代表取締役との定期的な懇談、意見交換を行っております。
また、監査役は会計監査人との日常的な情報交換を行い、連携して監査を実施しております。
- ・当社は監査役の職務の執行について生ずる費用を予算化し、監査役が職務の執行について費用の前払等の請求をしたときは、当該費用が監査役の職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、速やかに処理しております。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・金融商品取引法及びその他関係法令の定めに従い、当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、「ダイヘングループ財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき内部統制を整備・運用するとともに、その有効性を評価し必要な是正を行っております。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

- ・ダイヘン倫理規範において反社会的勢力には毅然とした姿勢で対応することを定めており、総務・法務部を担当部署として、警察、弁護士など外部の専門機関とも連携を図って反社会的勢力に対応するとともに、情報の収集・管理、社内教育を実施しております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は内部統制システム基本方針に基づく各体制の適切な運用に努めており、その状況については定期的に取り締役会へ報告しております。運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制について

- ・コンプライアンス委員会を年2回開催し、当社及び子会社におけるコンプライアンスに関する年間活動計画の策定と進捗確認を行い、その活動としてダイヘン倫理規範及び法令順守ガイド等の教育研修の実施と順守状況についてのモニタリングを行うとともに当社及び子会社に関係する諸法令及びその改正を把握し、必要な対応を行いました。
また、社内又は社外(弁護士)に通報することができる内部通報制度の窓口として「ヘルプライン」を設置しており、通報、相談があった事案については、通報者の保護を図りながら適切に対処し、コンプライアンス委員会の活動全般とともに経営会議への報告を行いました。

(2) リスク管理体制について

- ・新たにリスク管理委員会を設置し、今年度は事業上想定されるリスクの把握や規程の整備を行いました。また、品質、環境、情報セキュリティ、安全保障輸出管理等に関しては、各々に委員会を設置して年間活動計画の策定と進捗確認を行い、それらの活動として当社及び子会社を対象にマネジメントシステムや各規程に基づく内部監査や教育研修等を実施し、損失リスクの軽減に取り組みました。

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、緊急業務方法変更委員会を設置し、各職場における積極的な感染防止策の推進やテレワーク、時差出勤に加え、ワクチン職域接種等を実施することで社員の感染リスク及び事業活動への影響を最小限にとどめるように対応いたしました。

また、自然災害に対する危機対策として主要工場の耐震補強工事を継続して実施しております。

損失に関する情報については、報告基準に基づき速やかに経営会議へ報告し、必要な対策を実施しております。

(3) 取締役の職務執行体制について

- ・当事業年度において経営会議を27回開催し、当社及び子会社の経営の重要事項、取締役会の付議事項等の報告、審議を行いました。

また、取締役会を9回開催し、業務執行に関する重要事項等の決議、取締役の職務執行の監督を行いました。

なお、取締役の職務の執行に関する情報は、担当部門が適切に保存管理を行っております。

(4) 監査役の職務執行体制について

- ・当事業年度において監査役会を8回開催し、監査に関する重要事項の報告、協議及び決議並びに監査計画に基づいて実施した監査結果の報告を行いました。

監査役は取締役会や経営会議等の重要な会議に出席し、業務の執行状況を把握するとともに会計監査人や取締役、各部門及び監査部から適宜必要な報告、説明を受けて監査の実効性確保に努めております。

また、適切な監査実施のために代表取締役と定期的に意見交換を行いました。

(5) 内部監査体制について

- ・ 監査部は監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果について経営会議への報告を行っております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(127,735)	流動負債	(66,264)
現金及び預金	24,822	支払手形及び買掛金	19,064
受取手形及び売掛金	36,970	電子記録債権	20,261
商品及び製品	20,939	短期借入金	5,657
仕掛品	12,390	1年内返済予定の長期借入金	4,384
原材料及び貯蔵品	27,119	リース債務	127
その他の	5,923	未払法人税等	2,938
貸倒引当金	△431	賞与引当金	3,628
固定資産	(67,066)	役員賞与引当金	106
有形固定資産	38,128	工事損失引当金	79
建物及び構築物	19,489	その他の	10,016
機械装置及び運搬具	6,243	固定負債	(22,900)
工具、器具及び備品	2,006	長期借入金	17,286
土地	8,791	リース債務	149
リース資産	343	繰延税金負債	1,112
建設仮勘定	1,254	役員退職慰労引当金	58
無形固定資産	2,005	債務保証損失引当金	517
ソフトウェア	1,762	耐震工事関連費用引当金	624
リース資産	17	製品安全対策引当金	14
その他の	224	退職給付に係る負債	1,904
投資その他の資産	26,932	資産除去債務	74
投資有価証券	15,193	その他の	1,160
出資	215	負債合計	89,165
長期前払費用	98	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	9,665	株主資本	(90,786)
繰延税金資産	1,220	資本金	10,596
その他の	611	資本剰余金	10,034
貸倒引当金	△72	利益剰余金	74,980
		自己株式	△4,825
		その他の包括利益累計額	(8,906)
		その他有価証券評価差額金	3,876
		為替換算調整勘定	3,331
		退職給付に係る調整累計額	1,698
		非支配株主持分	(5,943)
資産合計	194,801	純資産合計	105,636
		負債純資産合計	194,801

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		160,618
売上原価		111,939
売上総利益		48,679
販売費及び一般管理費		34,487
営業利益		14,191
営業外収益		
受取利息及び配当金	426	
持分法による投資利益	154	
為替差益	610	
その他	1,119	2,310
営業外費用		
支払利息	280	
その他	431	712
経常利益		15,790
特別利益		
投資有価証券売却益	685	
貸倒引当金戻入額	134	
抱合せ株式消滅差益	71	892
特別損失		
関係会社出資金評価損	700	
債務保証損失引当金繰入額	517	
投資有価証券評価損	10	1,228
税金等調整前当期純利益		15,454
法人税、住民税及び事業税	4,915	
法人税等調整額	△683	4,232
当期純利益		11,222
非支配株主に帰属する当期純利益		237
親会社株主に帰属する当期純利益		10,985

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式		
当期首残高	10,596	10,023	66,995	△4,195		83,420
会計方針の変更による 累積的影響額			△585			△585
会計方針の変更を反映した 当期首残高	10,596	10,023	66,410	△4,195		82,834
当期変動額						
剰余金の配当			△2,414			△2,414
親会社株主に帰属する当期純利益			10,985			10,985
自己株式の取得				△636		△636
自己株式の処分		10		6		17
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	10	8,570	△629		7,951
当期末残高	10,596	10,034	74,980	△4,825		90,786

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	5,255	△12	1,146	1,364	7,753	5,747	96,921
会計方針の変更による 累積的影響額						△25	△610
会計方針の変更を反映した 当期首残高	5,255	△12	1,146	1,364	7,753	5,721	96,310
当期変動額							
剰余金の配当							△2,414
親会社株主に帰属する当期純利益							10,985
自己株式の取得							△636
自己株式の処分							17
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,379	12	2,185	334	1,153	221	1,374
当期変動額合計	△1,379	12	2,185	334	1,153	221	9,325
当期末残高	3,876	－	3,331	1,698	8,906	5,943	105,636

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(75,963)	流動負債	(52,238)
現金及び預金	9,839	支払手形	1,839
受取手形	505	電子記録債権	12,452
売掛金	29,732	買掛金	12,282
商品及び製品	14,864	短期借入金	15,479
仕掛品	4,097	リース負債	71
原材料及び貯蔵品	10,178	未払金	2,471
短期貸付金	610	未払法人税等	2,292
その他の貸倒引当金	6,522	賞与引当金	2,107
	△387	役員賞与引当金	64
固定資産	(48,075)	工事損失引当金	18
有形固定資産	19,387	その他の負債	3,160
建物	11,394	固定負債	(18,743)
構築物	526	長期借入金	17,286
機械及び装置	2,081	リース負債	75
車両運搬具	9	退職給付引当金	146
工具、器具及び備品	1,195	債務保証損失引当金	517
土地	3,253	耐震工事関連費用引当金	624
リース資産	218	資産除却負債	62
建設仮勘定	709	その他の負債	31
無形固定資産	1,642	負債合計	70,982
ソフトウェア	1,541	(純資産の部)	
リース資産	5	株主資本	(49,362)
その他の資産	95	資本	10,596
投資その他の資産	27,045	資本剰余金	10,057
投資有価証券	8,540	資本準備金	10,023
関係会社株式	8,826	その他資本剰余金	33
関係会社出資	2,485	利益剰余金	33,458
長期貸付金	213	利益準備金	2,211
前払年金費用	6,141	その他利益剰余金	31,246
繰延税金資産	362	固定資産圧縮立金	1,161
その他の貸倒引当金	484	別途積立金	4,335
	△8	繰越利益剰余金	25,750
		自己株式	△4,749
		評価・換算差額等	(3,694)
		その他有価証券評価差額金	3,694
資産合計	124,039	純資産合計	53,057
		負債純資産合計	124,039

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	118,028
売上原価	89,268
売上総利益	28,759
販売費及び一般管理費	19,339
営業利益	9,420
営業外収益	
受取利息及び配当金	2,573
その他の	1,601
営業外費用	
支払利息	110
その他の	1,204
経常利益	12,281
特別利益	
投資有価証券売却益	680
貸倒引当金戻入額	134
特別損失	
関係会社出資金評価損	700
債務保証損失引当金繰入額	517
投資有価証券評価損	5
税引前当期純利益	11,873
法人税、住民税及び事業税	3,306
法人税等調整額	△373
当期純利益	8,941

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	10,596	10,023	22	10,046	2,211	1,220	4,335	19,613	27,380	△4,119	43,903
会計方針の変更による 累積的影響額								△449	△449		△449
会計方針の変更を反映した 当期首残高	10,596	10,023	22	10,046	2,211	1,220	4,335	19,164	26,931	△4,119	43,454
当期変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩						△59		59	－		－
剰余金の配当								△2,414	△2,414		△2,414
当期純利益								8,941	8,941		8,941
自己株式の取得										△636	△636
自己株式の処分			10	10						6	17
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											
当期変動額合計	－	－	10	10	－	△59	－	6,586	6,527	△629	5,908
当期末残高	10,596	10,023	33	10,057	2,211	1,161	4,335	25,750	33,458	△4,749	49,362

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	5,042	△12	5,029	48,933
会計方針の変更による 累積的影響額				△449
会計方針の変更を反映した 当期首残高	5,042	△12	5,029	48,484
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				－
剰余金の配当				△2,414
当期純利益				8,941
自己株式の取得				△636
自己株式の処分				17
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,347	12	△1,335	△1,335
当期変動額合計	△1,347	12	△1,335	4,572
当期末残高	3,694	－	3,694	53,057

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社ダイヘン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柴崎美帆
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 今井康好
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ダイヘンの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダイヘン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集積すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業の前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社ダイヘン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柴崎美帆
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 今井康好
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイヘンの2021年4月1日から2022年3月31日までの第158期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第158期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、定期的に事業の報告を受けるほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴きその業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明する等、体制の状況を監視及び検証いたしました。さらに、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び有限責任あずさ監査法人から受けております。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

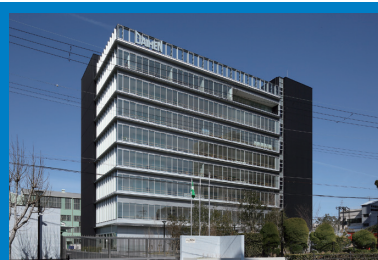
2022年5月12日

株式会社ダイヘン 監査役会

常勤監査役	浦井直樹	Ⓔ
常勤監査役	高橋圭太郎	Ⓔ
社外監査役	浦田治男	Ⓔ
社外監査役	古沢昌之	Ⓔ
社外監査役	吉田正史	Ⓔ

以上

株主総会会場ご案内略図



株式会社ダイヘン 本社

日時

2022年6月28日(火)

会場

大阪市淀川区田川2丁目1番11号
当会社

電話

(06) 6301-1212 (大代表)

アクセス

阪急電鉄「十三駅」より

徒歩 約10分

JR東海道本線「塚本駅」より

徒歩 約15分

